

# 利 用 者 の た め に

## 1 調査の目的

漁業経営調査（以下「本調査」という。）は、漁業経営体の財産状況、収支状況、操業状況等の経営実態を明らかにし、水産行政等の推進のための資料を整備することを目的としている。

## 2 根拠法規

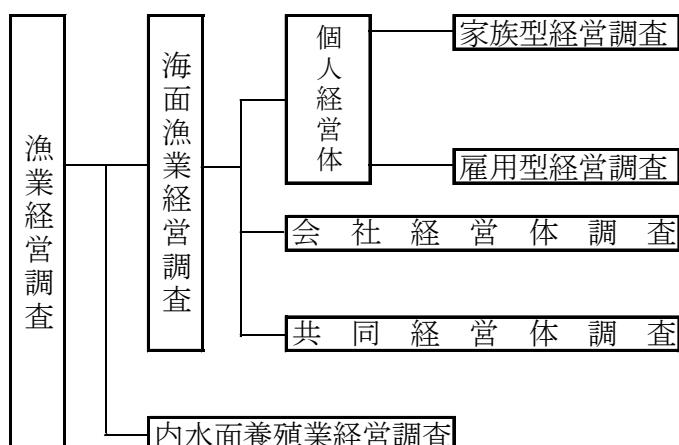
本調査は、統計報告調整法（昭和27年法律第148号）に基づく総務大臣の承認を得た統計報告として実施した。

## 3 調査の機構

本調査は、農林水産省大臣官房統計部及び地方統計組織を通じて実施した。

## 4 調査の体系

本調査の体系は、次のとおりである。



## 5 調査の対象

本調査の調査対象は、全国の漁業経営体のうち、漁業協同組合、漁業生産組合、官公庁、学校及び試験場を除き、調査の種類別に次のとおりとした。

### (1) 海面漁業経営調査

#### ア 家族型経営調査

個人で漁業を自営する経営体（以下「個人経営体」という。）で、家族労働を主とする経営体（以下「家族型経営体」という。）のうち、統計の種類別に次に該当するものを対象とした。

#### (ア) 漁船漁業統計

海面において主として動力漁船を用いて漁船漁業を営む経営体のうち、使用動力漁船の合計トン数が20トン未満のもの。

#### (イ) 小型定置網漁業統計

海面において主として小型定置網漁業を営むもの。

#### (ウ) 養殖業統計

主としてぶり類、まだい、ほたてがい、かき、わかめ、のり、真珠又は真珠母貝の海面養殖業を営むもの。

#### イ 雇用型経営調査

個人経営体のうち、雇用労働を主とする経営体（以下「雇用型経営体」という。）を対象とし、次のとおり分類した。

##### (ア) 漁船漁業統計

海面において主として漁船漁業を営み、かつ使用する動力漁船の合計トン数が10トン以上のもの。

##### (イ) 養殖業統計

主としてぶり類、まだい又は真珠の海面養殖業を営むもの。

#### ウ 会社経営体調査

商法（明治32年法律第48号）又は旧有限会社法（昭和13年法律第74号）に基づき設立された合名会社、合資会社、株式会社及び有限会社を対象とし、次のとおり分類した。

##### (ア) 漁船漁業統計

海面において主として漁船漁業を営み、かつ使用する動力漁船の合計トン数が10トン以上のもの。

##### (イ) 大型定置網漁業統計

海面において主として大型定置網漁業を営むもの。

##### (ウ) 養殖業統計

主としてぶり類又はまだいの海面養殖業を営むもの。

#### エ 共同経営体調査

2人以上（法人を含む。）が、漁船、漁網等の主要生産手段を共有し、漁業経営を共同で行っている経営体を対象とし、次のとおり分類した。

##### (ア) 漁船漁業統計

海面において主として漁船漁業を営み、かつ使用する動力漁船の合計トン数が10トン以上のもの。

##### (イ) 大型定置網漁業統計

海面において主として大型定置網漁業を営むもの。

### (2) 内水面養殖業経営調査

うなぎ養殖の主産県（平成13年内水面養殖業収穫統計調査結果においてうなぎ養殖の収穫量の合計が全国の収穫量の95%以上を占める都道府県上位6県の静岡県、愛知県、徳島県、高知県、宮崎県及び鹿児島県）における内水面において、うなぎ養殖業を営む経営体を対象とした。

## 6 標本の選定

### (1) 標本経営体数

漁業経営体調査のうち、家族型経営調査、雇用型経営調査及び会社経営体調査の漁船漁業については、漁業（労）収入を指標とした標準誤差率（目標精度）が5.0%となるように、標本経営体数を算出し、これ以外の定置網漁業、養殖業及び共同経営体調査については、標準誤差率を設定せず、一定の抽出率により標本数を算出した。

内水面養殖業経営調査については、養殖業収入を指標とした標準誤差率が10.0%となるように標本経営体数を算出した。

### (2) 標本経営体の抽出

第10次漁業センサス結果（内水面養殖業経営調査については、平成13年内水面養殖業収穫統計調査結果により経営の継続が確認されたもの）に基づいて、調査対象に該当する漁業経営体（母集団）のリストを調査の種類別、階層別に作成した。

さらに、このリストを家族型経営調査は大海区都道府県別に、雇用型経営調査、会社経営体調査及び共同経営体調査並びに内水面養殖業経営調査は都道府県別に、階層を区分した。この区分した各階層内の経営体を次の条件で並び替え、標本数に等分した中から、それぞれ経営体を無作為に抽出し、標本経営体とした。

#### ア 海面漁業経営調査

(ア) 漁船漁業統計：経営体階層別に使用する動力漁船の合計トン数の降順

(イ) 定置網漁業統計：漁業センサスにおける番号（支庁（北海道のみ）、市区町村、漁業地区、客体番号）の昇順

(ウ) 養殖業統計：養殖種類別に養殖施設面積規模の降順

#### イ 内水面養殖業経営調査

経営体の販売金額の降順

#### (3) 調査の規模、抽出率

単位：経営体

区分	母集団 (a)	標準誤差率(%)	標本 (b)	集計 標本	抽出率 (b/a) (%)
海面漁業経営調査	家族型経営調査（漁船漁業）	103,793	5.0	601	580
	（小型定置網漁業）	3,664	-	37	37
	（ぶり類養殖業）	661	-	19	19
	（まだい養殖業）	860	-	25	22
	（ほたてがい養殖業）	3,664	-	24	23
	（かき養殖業）	2,934	-	28	28
	（わかめ養殖業）	3,028	-	13	13
	（のり養殖業）	6,896	-	55	53
	（真珠養殖業）	1,284	-	16	15
	（真珠母貝養殖業）	1,023	-	14	12
	雇用型経営調査（漁船漁業）	2,569	5.0	134	124
	（ぶり類養殖業）	254	-	16	14
	（まだい養殖業）	150	-	8	7
	（真珠養殖業）	173	-	11	10
会社経営体調査	会社経営体調査（漁船漁業）	1,331	5.0	188	168
	（大型定置網漁業）	286	-	15	15
	（ぶり類養殖業）	322	-	17	16
	（まだい養殖業）	186	-	8	6
	共同経営体調査（漁船漁業）	765	-	50	48
内水面養殖業経営調査	（大型定置網漁業）	407	-	30	30
		417	10.0	50	28
					12.0

注：1 母集団の経営体数は、第10次漁業センサス結果（内水面養殖業経営調査については、平成13年内水面養殖業収穫統計調査結果により経営の継続が確認されたもの）によるものである。

2 標本と集計標本の相違は、調査期間中の廃業等により調査中止となったものである。

## 7 調査期間

家族型経営調査のうち漁船漁業統計及び小型定置網漁業統計については、平成17年1月1日から同年12月31までの1年間、養殖業統計については、平成17年4月1日から平成18年3月31までの1年間とした。

また、雇用型経営調査、会社経営体調査、共同経営体調査及び内水面養殖業経営調査については、平成17年4月1日から平成18年3月31までの間に到来した決算日前1年間を調査した。

## 8 調査事項

### (1) 海面漁業経営調査

#### ア 家族型経営調査

- (ア) 世帯員及び漁業従事状況に関する事項
  - (イ) 漁船の規模及び使用状況並びに養殖施設に関する事項
  - (ウ) 財産に関する事項
  - (エ) 収入及び支出に関する事項
  - (オ) 漁業生産物の漁獲及び収穫に関する事項
  - (カ) 労働時間など漁業操業に関する事項
  - (キ) 家計費に関する事項
- イ 雇用型経営調査、会社経営体調査及び共同経営体調査
- (ア) 使用漁船及び所有漁船に関する事項
  - (イ) 漁業操業状況に関する事項
  - (ウ) 漁業投下固定資本に関する事項
  - (エ) 財産に関する事項
  - (オ) 損益及び事業主給与に関する事項（会社経営体調査及び共同経営体調査は損益のみ）
  - (カ) 漁労部門に関する事項（漁労部門統計の対象となった場合のみ）
- (2) 内水面養殖業経営調査
- ア 操業状況に関する事項
  - イ 養殖業投下固定資本に関する事項
  - ウ 財産に関する事項
  - エ 損益に関する事項

## 9 調査方法

### (1) 海面漁業経営調査

#### ア 家族型経営調査

標本経営体に所定の日記帳を配付し記帳を依頼する自計申告及び職員が経営体台帳に基づき標本経営体に聞き取りを行う面接調査の方法によって行った。

#### イ 雇用型経営調査、会社経営体調査及び共同経営体調査

8の(1)のイの(ア)のすべて及び(イ)の細目として使用動力漁船に関する項目については、標本経営体が直接調査票に記入を行う自計申告の方法、その他の調査事項については、職員が標本経営体に対し聞き取りを行う面接の方法及び標本経営体が作成している会計帳簿類、財務諸表等を利用して取りまとめる方法によって行った。

### (2) 内水面養殖業経営調査

職員が標本経営体に対し聞き取りを行う面接の方法及び標本経営体が作成している会計帳簿類、財務諸表等を利用して取りまとめる方法によって行った。

## 10 統計表の編成

### (1) 海面漁業経営調査

#### ア 家族型経営調査

家族型経営体の1経営体当たりの平均値を表示した。

#### (ア) 漁船漁業統計及び小型定置網漁業統計

##### a 経営体階層別

漁船漁業統計については、経営体階層区分別（使用する動力漁船の合計トン数）に3トン未満、3～5トン、5～10トン及び10～20トンの4階層に区分して表示した。

なお、小型定置網漁業統計については、経営体階層別に区分せずに表示した。

- b 大海区別  
大海区（北海道太平洋北区、太平洋北区、太平洋中区、太平洋南区、北海道日本海北区、日本海北区、日本海西区、東シナ海区及び瀬戸内海区の9地域）に分けて表示した。（各大海区の範囲は7ページを参照。）
- c 主とする漁業種類別  
主として営んだ漁業種類により、小型底びき網縦びき1種、小型底びき網縦びきその他、刺網、その他の網漁業、はえ縄漁業、沿岸いか釣、釣漁業（沿岸いか釣を除く。）、採貝・採藻、小型定置網及びその他の漁業の10区分に分けて表示した。
- d 最盛期の漁業従事者数別  
最盛期（漁業の海上作業に従事した人が最も多かった時期）の漁業従事者の人数により、1人、2人、3人、4・5人及び6人以上の5区分に分けて表示した。
- e 出漁日数別  
一年間に出漁した日数により、30～89日、90～149日、150～199日、200～249日及び250日以上の5区分に分けて表示した。
- f 漁業投下固定資本額別  
漁業経営のために投下された固定資産の額により、100万円未満、100～300万円、300～500万円、500～1,000万円及び1,000万円以上の5区分に分けて表示した。
- (イ) 養殖業統計
- a 養殖地帯面積規模別  
海面養殖業経営体については、主として営んだ養殖種類別に表示した。
- (a) 地帯区分  
かき養殖業について、東北（岩手、宮城）及び瀬戸内海（岡山、広島）の2区分に分けて表示した。  
のり養殖業について、東北（宮城）、東京湾（千葉）、東海（愛知、三重）、有明海（福岡、佐賀、熊本）及び瀬戸内海（兵庫、岡山、山口、香川、愛媛）の5区分に分けて表示した。
- (b) 面積規模区分  
かき養殖業の全国について、養殖施設面積10a未満、10～30a及び30a以上の3区分に分けて表示した。  
のり養殖業の全国について、養殖施設面積50a未満、50～70a、70～100a、100～200a及び200a以上の5区分に分けて表示した。
- b 養殖部門別  
養殖業経営体の主として営んだ養殖部門について、その経営収支を明らかにするため、養殖業経営体のすべての経営収支から、当該養殖部門に関する収支を分離して表示した。
- イ 雇用型経営調査、会社経営体調査及び共同経営体調査
- 8の(1)のイの(ア)～(オ)の調査結果については経営体統計表として編成し、経営体階層別・漁業経営タイプ別の1経営体当たり平均値を表示した。  
また、8の(1)のイの(カ)の調査結果については漁労部門統計表として編成し、漁業種類別専兼別漁労体階層別の1漁労体当たり平均値を表示した。  
なお、各調査の経営体階層別・漁業経営タイプ別及び漁業種類別専兼別漁労体階層別の統計表は、集計標本が3経営体（漁労体）以上の階層について表示した。  
なお、雇用型経営調査、会社経営体調査及び共同経営体調査のそれぞれで標本経営体が次のa～sの漁業種類を操業した場合には、その操業単位であ

る漁労体について取りまとめ、漁労部門統計を表示した。

a	遠洋底びき網	b	沖合底びき網 1 そうびき
c	沖合底びき網 2 そうびき	d	大中型まき網 1 そうまき
e	中・小型 1 そうまき巾着網	f	中・小型 2 そうまき巾着網
g	さけ・ます流し網	h	さんま棒受網
i	遠洋まぐろはえ縄	j	近海まぐろはえ縄
k	沿岸まぐろはえ縄	l	遠洋かつお一本釣
m	近海かつお一本釣	n	沿岸かつお一本釣
o	遠洋いか釣	p	近海いか釣
q	沿岸いか釣	r	大型定置網
s	さけ定置網		

## (2) 内水面養殖業経営調査

うなぎ養殖業経営体の 1 経営体当たり平均値を表示した。

### ア 養殖業収入別統計

養殖業収入の金額により、5,000万円未満、5,000万～1億円及び1億円以上の3区分に分けて表示した。

### イ 養殖使用池面積別統計

養殖に使用した池の面積により、3,000m<sup>2</sup>未満、3,000～5,000m<sup>2</sup>、5,000～10,000m<sup>2</sup>及び10,000m<sup>2</sup>以上の4区分に分けて表示した。

### ウ 地域別統計

東海（静岡、愛知）、四国（徳島、高知）及び九州（宮崎、鹿児島）に分けて表示した。

## 11 平均値の算出方法

各調査の 1 経営体当たりの平均値は、それぞれの標本経営体について取りまとめた個別結果表（様式は付表を参照）を用いて項目別に次の式により推定した。

$$\bar{x} = \frac{\sum_{i=1}^n f_i x_i}{\sum_{i=1}^n f_i}$$

$\bar{x}$  : 集計対象とする範囲内の経営体又は漁労体についての x 項目の平均の推定値

$x_i$  : 集計対象とする範囲内の i 番目の標本の x 項目についての調査結果

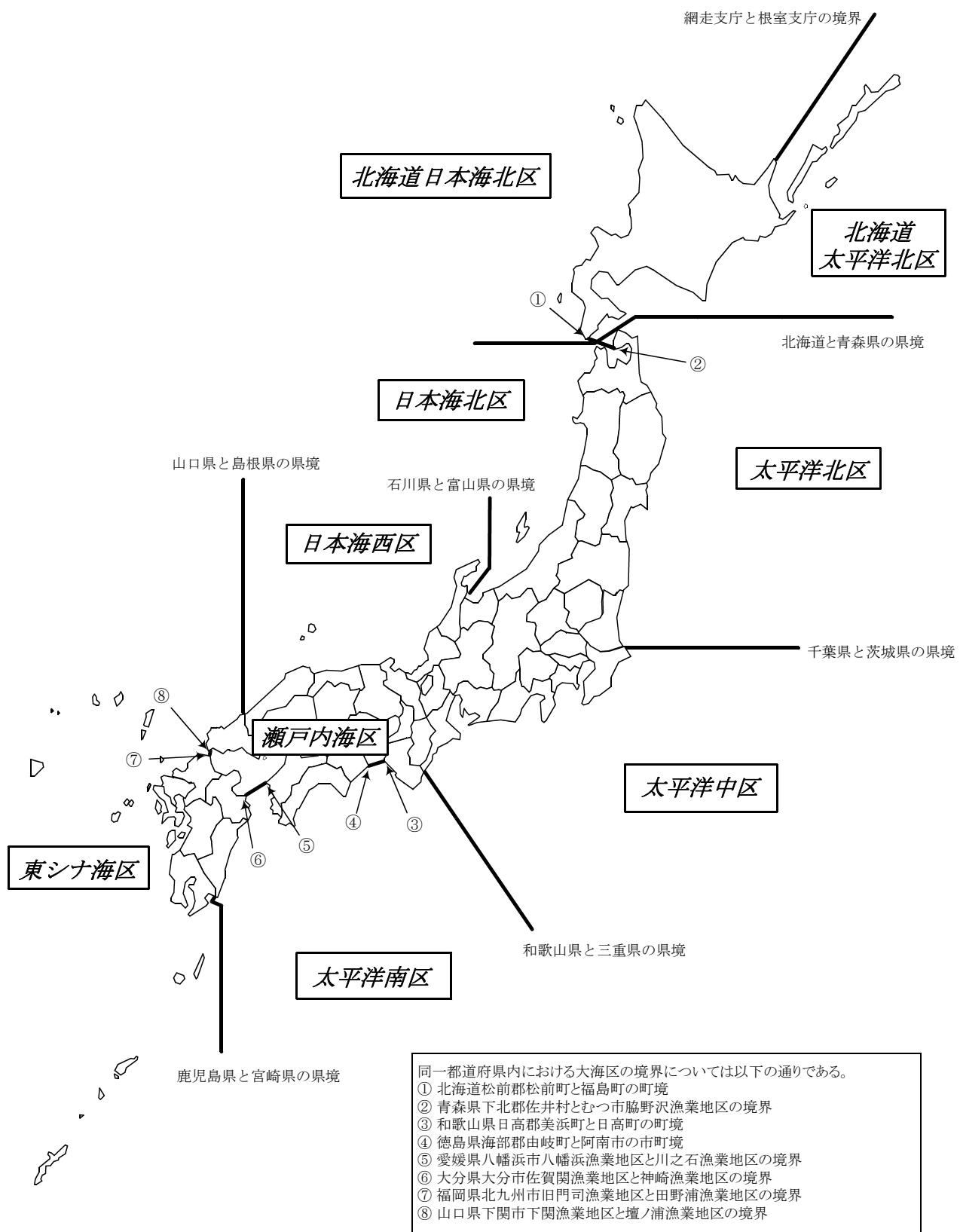
$f_i$  : 集計対象とする範囲内の i 番目の標本のウエイト

n : 集計対象とする範囲内の集計標本数

ウエイトは、家族型経営調査、雇用型経営調査及び会社経営体調査の漁船漁業統計の全国平均並びに内水面養殖業経営調査の全国平均においては、全国・経営体階層別に区分した階層ごとに、家族型経営調査の漁船漁業統計の大区別平均及び内水面養殖業経営調査の地域別平均においては、大海区（地域）別・経営体階層別に区分した階層ごとに、次により算出した標本抽出率の逆数とした。これ以外の統計においては単純平均により算出するものとし、ウエイトは各標本とも 1 とした。

$$\text{標本抽出率} = \frac{\text{当該階層から抽出した集計標本数}}{\text{第10次漁業センサス結果における当該階層の大きさ (経営体数)}}$$

## 大海区区分図



## 12 用語の説明

### (家族型経営調査)

#### (1) 概要

ア 年（度）始め世帯員数

調査開始時点で、生活の本拠がその家にある家族と同居人の人数を計上した。具体的には住居と生計を共にしている者の人数である。

なお、短期間（6か月未満）の出稼ぎ、入院療養などで年（度）始めにいない者もここに計上した。

イ 延べ労働人員・時間

自営漁業生産のための労働を延べ人員（人×日）、延べ時間（人×時間）で計上した。

ウ 漁業投下資本額

漁業経営を漁家経済から分離した独立の企業単位として把握し、漁業経営のために投下された固定資本額と流動資本額である。

エ 漁業投下固定資本

固定資産である土地、建物、漁船、漁網・はえ縄等の年（度）始めの現在価に、それぞれの漁業への使用割合を乗じたものである。

オ 漁業投下流動資本

漁業投下流動資本 = [漁業支出（減価償却費を除く。）+ 見積り家族労賃] × 1/2

なお、漁業経営調査では、流動資本の平均的な回転期間を半年と見なし、2分の1をもって、漁業投下流動資本とした。

カ 漁業所得

漁業所得 = 漁業収入 - 漁業支出

キ 漁業収入

年（度）内の漁業経営の結果得られた収入の総額であって、漁獲物（収穫物）の販売収入、現物処理〔自家消費、物々交換などを行った漁獲物（収穫物）〕の評価額のほか、漁業用生産手段の一時的賃貸料のような漁業経営にとって付隨的な収入も含んでいる。なお、現物処理分の評価は、調査地における市場卸売価格によった。

ク 漁業支出

漁業収入をあげるのに要した費用の総額であって、年（度）内に発生した費用及び当該年（度）内に負担すべき漁業用固定資産の減価償却の合計額とした。

ケ 漁業外事業所得

漁業外事業所得 = 漁業外事業収入 - 漁業外事業支出

コ 事業外所得

事業外所得 = 事業外収入 - 事業外支出

サ 漁業外所得

漁業外所得 = 漁業外事業所得 + 事業外所得

シ 漁業外事業収入

漁業経営以外に経営体が兼営する水産加工業、農業、林業、商業などの事業について、当該年（度）内の経営の結果から得られた総収入である。

ス 事業外収入

労賃収入、地代・配当・利子などの財産で得ることができる収入、年金・補助金・補償金収入、家事収入、被贈収入などで事業の範囲に含まれないすべての収入である。

セ 経営体総所得

経営体総所得 = 事業所得（漁業所得 + 漁業外事業所得）+ 事業外所得

ソ 漁業外租税公課諸負担

1年間に賦課された租税（直接税のみ）及び公課諸負担（一般寄付、各種組合負担金、各種共済掛金、各種保険料（満期型保険は除く。）の賦課額をいう。）のうち、漁業支出の物件税・公課諸負担に計上した額を除いたものである。

タ 可処分所得

可処分所得 = 経営体総所得 - 漁業外租税公課諸負担

チ 家計費

経営体が生計維持のため要した費用である家計の経常的な支出のほか、冠婚葬祭などの家計の臨時的な支出並びに当該年（度）内に負担すべき家計用建物及び自動車の減価償却費部分を計上した。

ツ 経済余剰

経済余剰 = 可処分所得 - 家計費

テ 見積り家族労賃

漁業に従事した家族の労働力に相当する労賃を見積もったもので、家族従事者の男女別に、調査地のほぼ類似した漁業雇用労働者又は他業種の労賃単価から類推して算出した。

なお、これは実支払いが伴わないことから、漁業支出に含めていない。

ト 純生産

漁業生産によって新たに生み出された付加価値額のことをいい、漁業粗収益から既に他産業などで生産された価値である物的費用を差し引いて算出した。

純生産 = 漁業収入 - 物的費用

なお、物的費用は次のものである。

(ア) 漁業支出のうちの「漁船費」、「諸施設費」、「漁具費」、「油費」、「えさ代」、「氷代」、「魚箱代」、「諸材料費」、「漁業用自動車費」、「販売手数料」、「租税公課諸負担」、「減価償却費」（養殖業はこのほかに「種苗代」、「核代」、「塗染料費」、「加工用資材費」）

(イ) 漁業支出のうち「賃借料及び料金」、「事務・管理費」及び「その他の漁業支出」には、物的費用に計上すべき費用が含まれているが、その把握ができないため便宜的に、「賃借料及び料金」の4分の1、「事務・管理費」及び「その他の漁業支出」の3分の1を計上し、それを物的経費とした。具体的には次のように算出した。

物的経費 = 漁船費 + 諸施設費 + 漁具費 + 油費 + えさ代 + 氷代 + 魚箱代 + 種苗代 + 核代 + 塗染料費 + 加工用資材費 + 諸材料費 + 漁業用自動車費 + 販売手数料 + 租税公課諸負担 + (賃借料及び料金 × 1 / 4) + (事務・管理費 × 1 / 3) + (その他の漁業支出 × 1 / 3) + 減価償却費

ナ 漁業依存度

漁業依存度 = 漁業所得 ÷ 経営体総所得 × 100

ニ 漁業所得による家計費充足率

漁業所得による家計費充足率 = 漁業所得 ÷ 家計費 × 100

ヌ 漁業所得率

漁業所得率 = 漁業所得 ÷ 漁業収入 × 100

ネ 漁業固定資本装備率

家族型経営調査では、最盛期の漁業従事者1人当たりの漁業投下固定資本の額とした。

漁業固定資本装備率＝漁業投下固定資本÷最盛期の漁業従事者数  
ノ 平均消費性向  
平均消費性向＝家計費÷可処分所得×100

(2) 世帯員状況等

ア 他出家族

出稼ぎ・遊学・入院・就職等で長期間（6か月以上）家を離れているが、生活の本拠がその家にある者で、年1回以上決まって送金してくる者とまだ経済的に独立していない就学中の子弟の人数を計上した。

イ 15歳以上主職業別世帯員数

年（度）末現在で15歳以上の世帯員のうち、年間の労働日数が60日以上の者について、最も労働日数の多い仕事を主職業として人数を計上した。

(3) 漁業操業状況

ア 使用漁船

所有・借り入れに関係なく、年（度）内に使用した漁船について計上した。

ただし、代船建造があった場合は、被代船、代船を個別に計上せず1隻のみを計上しトン数、馬力数は代船の値とした。

イ 養殖施設面積

養殖施設が海面を占有している面積（投影面積）をいい、作業船の出入りのために開けている水面（船通し）及び潮の流れをよくするために開けている水面（潮通し）は含めない。

また、はえ縄式の養殖施設については、幹縄1メートル当たりを2.5平方メートルに面積換算した。

ウ 出漁日数

漁労作業を目的として出漁した航海の日数をいい、日帰り操業の場合及び夕方出港し翌朝入港の場合は、いずれも1日と数え、1航海が2夜以上にわたる場合は、出航日から入港日までを通算した日数とした。

エ 出漁回数

漁労作業を目的として出港してから入港するまでを1回として数えた運航回数である。

オ 最盛期の漁業従事者数

当該経営体において過去1年間に漁業（養殖業）の海上作業（養殖業には陸上作業を含める。）に従事した人が最も多かった時期の人数である。

(4) 漁業生産物

ア 漁獲量

漁労作業によって得られたすべての水産動植物の数量を計上した。計上の対象は、販売、自家用（加工、食用）としたもののほか、労賃の現物支払いや物々交換、贈与したものを含めたが、廃棄したものは除いた。

イ 収穫量

海面養殖業によって得られた生産物の数量を計上した。

計上の対象としたものは上記アの漁獲量の場合と同じである。

(5) 経営体の財産

ア 固定資産

経営体が、漁業及びその他の事業に使用するために所有する固定資産の現在高を計上した。

ただし、土地・建物・自動車については、家計用も計上した。

イ 土地

経営体の所有する宅地・農地・山林などすべての土地の現在高を計上した。

(ア) 期首：期首現在所有している土地の、固定資産税課税台帳記載の課税評価額である。なお、課税台帳に登録されていない土地については、見積り又は類推により評価計上した。

(イ) 期末：年（度）内に異動がない場合は、期首現在高と同額とし、年（度）内に異動があった場合は、その増減額を期首現在高に加減した額を期末現在高として計上した。

ウ 建物

経営体の所有する住家、納屋、浜小屋、船小屋などすべての建物の現在高を計上した。

なお、資産の異動（購入、売却等）後の期末現在高は次式により算出した。

期末現在高 = 期首現在高 + 増加額（購入等） - 減少額（売却等） - 減価償却額

注：以下のエ～クの資産についても、建物と同様である。

エ 自動車

二輪車（原動機付自転車、自動二輪車、スクーター）及び四輪車（乗用車、トラック、ライトバン等）を計上した。

オ 漁船船体

船殻、船体ぎ装、備品・属具を計上した。

カ 漁船機関

主機関（機関本体、軸系、操縦装置等）、補機関、船外機を計上した。

キ 電気機器・冷凍装置

発電機本体、電動機、無線電信・電話、魚群探知機等の電気機器及び冷凍機器類（冷凍圧縮機、凝縮機等）等を計上した。

ク 漁網・はえ繩

漁網・はえ繩（網地、ロープ、附属品等）を計上した。

ケ 現金

期首・期末現在の手持ち現金・小切手・為替を計上した。

コ 預貯金

預貯金の預入先別の期首・期末現在の残高を計上した。

サ 諸掛金

期首・期末現在の掛金残高を計上した。

シ 有価証券

漁業協同組合出資金、農業協同組合出資金、株券、公社債などの期首・期末現在の払込済金額又は購入時の購入価額を計上した。

ス 貸付金

個人又は法人に対する貸付金の期首・期末現在の残高を計上した。

セ 売掛金・未収入金

漁業及び漁業外事業の生産物を販売して代金を受け取っていない売掛分、労賃・地代などの未収入分の期首・期末現在の未精算残高を計上した。

ソ 未処分漁業生産物

漁業生産物で期首・期末現在に未販売又は未処分の形態で存在するものを評価計上した。

生産物で自家経営内の他事業に振り向けるもののが在庫数量がある場合はここに計上したが、同一経営内で、えさ、種苗などに振り向ける、いわゆる事業内の中間生産物については計上していない。

評価は、調査地における期首・期末現在の市場卸売価格によった。

タ 漁業用資材

漁業に消費する目的で準備された漁業用生産資材について、期首・期末現在の在庫資材の価額を計上した。期首価額は原則として購入価額によったが、購入価額が不明な場合は、調査地における時価によって評価計上した。期末価額は、年（度）内に異動のない限り期首価額と同額とし、年内増加分については、購入価額を計上した。

(6) 経営体の負債

ア 借入金

主要借入先別の期首・期末現在の未精算残高を計上した。

イ 買掛金・未払金

資材・家財などを購入し、現金を支払っていない買掛け分、支払い期日が過ぎても支払いが済んでいない未払い分などについて期首・期末現在の未精算残高を計上した。

(7) 漁業収入

ア 漁業生産物収入

自家の漁業の漁獲物（魚類、貝類、その他の水産動物類及び海藻類）を販売して得た現金収入のほか、雇用者への現物支給、賃貸料・諸権利料の現物支払い、他家への贈与、家計での消費などすべての現物仕向の評価額を含めた。

イ 養殖業生産物収入

自家の養殖業の収穫物を販売して得た現金収入及び現物仕向の評価額を計上した。

ウ 育成中の養殖生産物の増加

育成中の養殖生産物の期首現在高と期末現在高の差額を計上した。

エ 賃料収入

自家所有の漁船、漁網などの生産手段の一時的賃貸料、養殖種苗種付による収入を計上した。

オ その他の漁業収入

魚類、その他の水産動物類などの内臓物、貝殻などの副産物の現金・現物収入のほか、手持ちの漁業用資材の転売収入等を計上した。

(8) 漁業支出

ア 雇用労賃

自家漁業のための雇用者に支払うすべての現金・現物労賃を計上した。

イ 漁船費

船具、機関備品、電気機具・冷凍装置等の備品及び漁船の補修・修理の諸材料・部品費等を計上した。

ウ 諸施設費

陸上施設、養殖施設の備品・諸材料及び補修・修理費を計上した。

エ 漁具費

網具、釣繩具及び一般的に漁具と呼ばれているものの購入代及び漁具の補修・修理のための諸材料、部品費を計上した。

オ 油費

重油、軽油、灯油、潤滑油などのすべての油費を計上した。

- カ えさ代  
漁獲に要するえさ代、いけす等で育成中の水産動物に与えるえさ代を計上した。
- キ 氷代  
漁獲物、収穫物の鮮度保持のための氷代を計上した。
- ク 魚箱代  
漁獲物、収穫物を運搬・販売する際に必要な諸容器代を計上した。
- ケ 種苗代  
養殖業の種苗購入代を計上した。
- コ 核代  
真珠養殖業のための核購入代を計上した。
- サ 塗染料代  
養殖施設に塗るための塗染料類の購入代を計上した。
- シ 加工用資材費  
加工施設材、加工用具類の購入代を計上した。
- ス 諸材料費  
上記漁業支出イ～シに含まれない諸材料、部品費等を計上した。
- セ 漁業用自動車費  
自動車用の燃料費、修繕費、整備費等の漁業負担分を計上した。
- ソ 貸借料及び料金  
漁業用生産手段の一時的貸借料、漁業に直接使用する土地等の貸借料、販売のために支払った運搬料及び漁業のための各種料金、登録登記料を計上した。
- タ 販売手数料  
生産物を販売するため集荷販売業者に支払った手数料を計上した。
- チ 事務・管理費  
役員給与・手当、事務職員給料及び事務所を運営する事務費のすべて及び企画管理労働に付随する費用である企画管理費を計上した。
- ツ 漁業部門負債利子  
負債利子のうち、漁業部門が負担すべき額を計上した。
- テ 租税公課諸負担  
租税公課諸負担のうち、漁業経営を維持・継続していくために支払われた額を計上した。
- ト その他の漁業支出  
上記漁業支出のア～テの科目に含まれない漁業支出を計上した。

(9) 漁業外支出

- ア 負債利子  
借入金の支払利子、手形割引料、掛買購入品の延滞利子のうち漁業部門が負担した額を除いたものである。

## (雇用型経営調査、会社経営体調査及び共同経営体調査)

### (1) 漁業経営タイプ

漁船漁業統計では、経営体が操業した漁業種類のうち、漁労収入の最も多かった漁業種類を次のア～タに分類し、漁業経営タイプとした。

なお、その他の漁業とは、ア～ソ以外の漁業種類をいう。

ア	遠洋底びき網	イ	以西底びき網
ウ	沖合底びき網	エ	小型底びき網
オ	船びき網	カ	大中型まき網
キ	中小型まき網	ク	さけ・ます流し網
ケ	さんま棒受網	コ	遠洋・近海まぐろはえ縄
サ	沿岸まぐろはえ縄	シ	遠洋・近海かつお一本釣
ス	沿岸かつお一本釣	セ	遠洋・近海いか釣
ソ	沿岸いか釣	タ	その他の漁業

### (2) 漁労体

漁労体とは、漁業種類別の操業単位である。

ア 単船操業（漁船1隻で行う漁業）の場合は、その漁船1隻を漁労体とした。

ただし、例えばA丸という漁船が沿岸いか釣と沿岸まぐろはえ縄の2つの漁業を操業している場合は、沿岸いか釣と沿岸まぐろはえ縄のそれぞれについてA丸が漁労体となるため、漁労体は2つになる。

イ 複数船による操業（船団を組んで行う漁業）の場合は、それら複数船の集合体を漁労体とした。

ウ 大型定置網漁業の場合は、定置漁業権で定められる漁場に設置された定置網1か統を1漁労体とする。

### (3) 養殖施設面積

養殖施設面積は、海面養殖業の施設が海面を占有している面積（投影面積）をいい、船通しや潮通しを含めていない。

また、はえ縄式の養殖施設については、幹縄1メートル当たりを2.5平方メートルに面積換算した。

### (4) 操業期間等

漁労体ごとに把握した調査事項である。

#### ア 操業日数

漁業の出漁準備から操業を終了するまでの期間（操業期間）を通算した日数で調査期間中に操業が終了したものを作成に集計した。

なお、操業期間には、荒天待機、根拠地移動の回航期間、水揚のための停泊、帰港後の後始末等を含めた。

また、同一の漁船又は船団が期間を分けて同一漁業種類を操業している場合は、期間ごとに別の漁労体とはみなさず、それら期間の合計を漁労体の操業期間とした。

例えば、5月～7月に操業し、8月は禁漁期間で、9月～11月に再び操業した場合は、5月～7月と9月～11月を合わせて操業期間とする。

#### イ 航海数

漁労作業を目的として出港してから入港するまでを1回とする運航回数であり、出港後に天候等の諸条件により結果として漁労作業を行わなかった場合や漁労作業を行ったが漁獲がなかった場合も運航回数に数えた。

ウ 出漁日数

漁労作業を目的として出漁した航海の所要日数である。

なお、日帰り操業の場合は出漁回数にかかわらず1日と数えた。

(5) 通常の従事者数

漁労体における通常の操業状態での乗組員数である。

なお、大型定置網漁業においては揚網時の乗組員数とした。

(6) 最盛期の従事者数

経営体において、調査期間内に操業したすべての漁業を通じて、海上労働（養殖業には陸上労働を含める。）に従事した者が最も多かった時期の人数である。

(7) 延べ労働日数

すべての従事者の海上労働・陸上労働別の延べ労働日数である。なお、販売、経理等の漁労作業以外の労働は含めていない。

(8) 漁獲量及び漁労収入

次のア～エに該当する漁獲物及び収穫物の数量の合計を漁獲量とし、アの金額とイ～エの数量を産地卸売価格で評価した金額との合計を漁労収入とした。

ア 水揚機関に販売したもの。

イ 自家（自社）加工に仕向けたもの。

ウ 乗組員に現物支給したもの及び船内で食料として消費したもの。

エ 自家（自社）で食料として消費したもの及び他家等に贈答したもの。

(9) 財産勘定及び損益勘定

調査における財産勘定及び損益勘定の取りまとめにかかる科目分類とその内容については、13の調査科目及び内容例示（雇用型経営調査、会社経営体調査及び共同経営体調査）のとおりである。

(10) 分析指標等

ア 雇用型経営調査の諸利益計算

(ア) 漁労利益 = 漁労収入 - 漁労支出

(イ) 漁労外利益 = 漁労外収入 - 漁労外支出

(ウ) 営業利益 = 漁労利益 + 漁労外利益

(エ) 経常利益 = 営業利益 + 事業外収入 - 事業外支出

(オ) 税引き前当期利益 = 経常利益 + 特別利益 - 特別損失

(カ) 当期利益 = 税引き前当期利益 - 所得税

イ 会社経営体調査及び共同経営体調査の諸利益計算

(ア) 漁労売上総利益 = 漁労収入 - 漁労売上原価

(イ) 漁労外売上総利益 = 漁労外収入 - 漁労外売上原価合計

(ウ) 売上総利益 = 漁労売上総利益 + 漁労外売上総利益

(エ) 漁労利益 = 漁労収入 - (漁労売上原価 + 漁労営業費)

(オ) 漁労外利益 = 漁労外収入 - (漁労外売上原価 + 漁労外営業費)

(カ) 営業利益 = 漁労利益 + 漁労外利益

(キ) 経常利益 = 営業利益 + 事業外収入 - 事業外支出

(ク) 税引き前当期利益 = 経常利益 + 特別利益 - 特別損失

(ケ) 当期利益 = 税引き前当期利益 - 法人税及び住民税

ウ 総資本利益率 = 当期利益 ÷ 負債・資本合計<sup>1)</sup> × 100

- エ 漁業投下資本利益率 = 漁労利益 ÷ 漁業投下資本額 × 100  
 オ 自己資本利益率 = 当期利益 ÷ 資本合計<sup>1)</sup> × 100  
 カ 総資本回転率 = 事業収入合計 ÷ 負債・資本合計<sup>1)</sup>  
 キ 自己資本回転率 = 事業収入合計 ÷ 資本合計<sup>1)</sup>  
 ク 売上総利益率 = 漁労売上総利益 ÷ 漁労収入 × 100  
 ケ 売上利益率 = 漁労利益 ÷ 漁労収入 × 100  
 コ 付加価値生産性 = (漁労収入 - 物的経費) ÷ 最盛期の従事者数  
 なお、物的経費の計算式は次のとおりである。

(ア) 雇用型経営調査

$$\text{物的経費} = \text{漁船費} + \text{漁具費} + \text{油費} + \text{えさ代} + \text{種苗代} + \text{核代} + \text{魚箱・氷代} + \text{修繕費} + (\text{賃借料及び料金} \times 1/4) + (\text{租税公課} \times 1/4) + (\text{その他の漁労支出} \times 1/3) + \text{減価償却費}$$

雇用型経営調査では、賃借料及び料金と租税公課の4分の1、その他の漁労支出の3分の1を物的経費とした。

(イ) 会社経営体調査及び共同経営体調査

$$\text{物的経費} = \text{材料費合計} + \text{修繕費} + (\text{賃借料及び料金} \times 1/4) + (\text{租税公課} \times 1/4) + (\text{その他の経費} \times 1/3) + (\text{その他の営業費} \times 1/3) + \text{減価償却費}$$

会社経営体調査及び共同経営体調査では、賃借料及び料金と租税公課の4分の1、その他の経費とその他の営業費の3分の1を物的経費とした。

サ 資本装備率

(ア) 経営体統計

$$\text{資本装備率} = \text{漁業投下固定資本} \div \text{最盛期の従事者数}$$

(イ) 漁労部門統計

$$\text{資本装備率} = \text{漁業投下固定資本} \div \text{通常の従事者数}$$

シ 労賃率

(ア) 雇用型経営調査

$$\text{労賃率} = (\text{雇用労賃合計} + \text{家族労働費}) \div \text{漁労収入} \times 100$$

(イ) 会社経営体調査及び共同経営体調査

$$\text{労賃率} = \text{労務費合計} \div \text{漁労収入} \times 100$$

ス 労働1人日当たり労賃

(ア) 雇用型経営調査

$$\text{労働1人日当たり労賃} = (\text{雇用労賃合計} + \text{家族労働費}) \div \text{延べ労働日数}$$

(イ) 会社経営体調査及び共同経営体調査

$$\text{労働1人日当たり労賃} = \text{労務費合計} \div \text{延べ労働日数}$$

セ 固定比率 = 固定資産合計<sup>2)</sup> ÷ 資本合計<sup>2)</sup> × 100

ソ 流動比率 = 流動資産合計<sup>2)</sup> ÷ 流動負債合計<sup>2)</sup> × 100

タ 当座比率 = 当座資産合計<sup>2)</sup> ÷ 流動負債合計<sup>2)</sup> × 100

チ 自己資本比率 = 資本合計<sup>2)</sup> ÷ 負債・資本合計<sup>2)</sup> × 100

ツ 固定長期適合比率 = 固定資産合計<sup>2)</sup> ÷ (固定負債合計<sup>2)</sup> + 資本合計<sup>2)</sup>) × 100

テ 漁業投下流動資本

(ア) 雇用型経営調査

$$\text{漁業投下流動資本} = (\text{漁労支出合計} - \text{減価償却費}) \times 1/2$$

(イ) 会社経営体調査及び共同経営体調査

$$\text{漁業投下流動資本} = \{ (\text{漁労売上原価} + \text{漁労営業費}) - \text{減価償却費} \} \times 1/2$$

なお、漁業経営調査では、流動資本の平均的な回転期間を半年と見なし、2分の1をもって、漁業投下流動資本とした。

注：1)は期首期末平均値を用いた。2)は期首値を用いた。

## (内水面養殖業経営調査)

### (1) 養殖池面積

養殖池面積をうなぎ養殖、その他の養殖別に計上した。

また、うなぎ養殖については、所有面積（うち、加温・保温施設面積）及び使用面積（うち、加温・保温施設面積）別に計上した。

なお、畜養等の養殖以外の目的で所有（又は使用）している池の面積については計上していない。

### (2) 操業日数

調査期間内に養殖業に係わる作業（池入れ、給餌、出荷等）を行った日数をうなぎ養殖、その他の養殖別に計上した。

### (3) 通常の従事者数

当該経営体における通常の操業状態での従事者数をうなぎ養殖、その他の養殖別に家族、雇用者ごとに計上した。

### (4) 最盛期の従事者数

当該経営体において、従事した人数が最も多かった時期の従事者数をうなぎ養殖、その他の養殖別に家族、雇用者ごとに計上した。

### (5) 延べ労働日数

すべての従事者の延べ労働日数をうなぎ養殖、その他の養殖別に家族、雇用者ごとに計上した。

なお、家族については、事業主とその他の家族ごとに計上した。

具体的には、次のいずれかの方法により算出の上、計上した。

ア 調査期間中の従事者別の労働日数が明らかな場合には、その合計とした。

イ 従事者別の労働日数が明らかでない場合には、調査期間中の労働日数に、通常の従事者数を乗じて求めた。

### (6) 種苗池入れ量

当該調査期間内の収穫を目的とした養植物に対する種苗の池入れ量をうなぎ養殖、その他の養殖別に計上した。

### (7) 収穫量

次のア～エに該当する収穫物の数量をうなぎ養殖、その他の養殖別に計上した。

ア 水揚機関に販売したもの。

イ 自家（自社）加工に仕向けたもの。

ウ 従事者に現物支給したもの。

エ 自家（自社）で食料として消費したもの及び他家等に贈答したもの。

### (8) 財産勘定及び損益勘定

調査における財産勘定及び損益勘定の取りまとめにかかる科目分類とその内容については、14の調査科目及び内容例示（内水面養殖業経営調査）のとおりである。

### (9) 分析指標等

ア 諸利益計算

(ア) 養殖業利益 = 養殖業収入 - 養殖業支出

- (イ) 養殖業外利益 = 養殖業外収入 - 養殖業外支出
- (ウ) 営業利益 = 養殖業利益 + 養殖業外利益
- (エ) 経常利益 = 営業利益 + 事業外収入 - 事業外支出
- (オ) 当期利益 = 経常利益 + 特別利益 - 特別損失 - 所得税又は法人税

イ 総資本利益率 = 当期利益 ÷ 負債・資本合計<sup>1)</sup> × 100  
 ウ 養殖業投下資本利益率 = 養殖業利益 ÷ 養殖業投下資本額 × 100  
 エ 自己資本利益率 = 当期利益 ÷ 資本合計<sup>1)</sup> × 100  
 オ 総資本回転率 = 事業収入合計 ÷ 負債・資本合計<sup>1)</sup>  
 カ 自己資本回転率 = 事業収入合計 ÷ 資本合計<sup>1)</sup>  
 キ 売上利益率 = 養殖業利益 ÷ 養殖業収入 × 100  
 ク 付加価値生産性 = (養殖業収入 - 物的経費) ÷ 最盛期の従事者数  
 なお、物的経費の計算式は次のとおりである。  
 物的経費 = 漁具費 + 燃料費 + 光熱費 + 飼料費 + 種苗費 + 魚箱・かご代 + 諸材料費 + 修繕費 + (賃借料及び料金 × 1 / 4) + (租税公課 × 1 / 4) + (その他の養殖業支出 × 1 / 3) + 減価償却費

内水面養殖業経営調査では、賃借料及び料金と租税公課の4分の1、他の養殖業支出の3分の1を物的経費とした。

ケ 資本装備率 = 養殖業投下固定資本 ÷ 最盛期の従事者数  
 コ 労賃率 = (雇用労賃 + 見積家族労賃) ÷ 養殖業収入 × 100  
 サ 労働1人日当たり労賃 = (雇用労賃 + 見積家族労賃) ÷ 延べ労働日数  
 シ 固定比率 = 固定資産合計<sup>2)</sup> ÷ 資本合計<sup>2)</sup> × 100  
 ス 流動比率 = 流動資産合計<sup>2)</sup> ÷ 流動負債合計<sup>2)</sup> × 100  
 セ 当座比率 = 当座資産合計<sup>2)</sup> ÷ 流動負債合計<sup>2)</sup> × 100  
 ソ 自己資本比率 = 資本合計<sup>2)</sup> ÷ 負債・資本合計<sup>2)</sup> × 100  
 タ 固定長期適合比率 = 固定資産合計<sup>2)</sup> ÷ (固定負債合計<sup>2)</sup> + 資本合計<sup>2)</sup>) × 100  
 チ 養殖業投下流動資本 = (養殖業支出合計 - 減価償却費) × 1 / 2  
 なお、漁業経営調査では、流動資本の平均的な回転期間を半年と見なし、2分の1をもって、養殖業投下流動資本とした。

注：1)は期首期末平均値を用いた。2)は期首値を用いた。

13 調査科目及び内容例示（雇用型経営調査、会社経営体調査及び共同経営体調査）

調査科目	内 容 例 示	財務諸表規則の科目例
[財産勘定] (資 産) I 流動資産		(資 産 の 部) 流動資産
1 当座資産 (1) 現 金 (2) 有価証券 (3) 預貯金 (4) 貸付金 (5) 仮 払 金 (6) 売掛金 (7) その他の当座資産	<p>(貨幣及び貨幣代用物) 現金、小切手、郵便為替証書等</p> <p>(市場性のある一時的に所有する有価証券) 国債・地方債等の公債、金融債、政府保証債、特別法人債、社債、株式、新株引受証書、出資証券、投資信託受益証券、貸付信託受益証券等</p> <p>普通預金・当座預金・定期預金・定期積金・納税準備預金等の預貯金</p> <p>(貸付期間が1年以内の貸付金) 関係会社・個人への貸付金、役員従業員短期貸付金、手形貸付金等</p> <p>(現金・小切手等による金銭の支出を行ったが相手勘定又は金額が未確定のもの) 漁業用資材等の費用の仮払金（内払金、概算払金）等</p> <p>水揚げの未収入金、売掛金、受取手形（手形貸付金、受取融通手形・金融手形（注：手形貸付金、融通手形の別称を除く。）等 (注) 土地・設備等の売却による受取手形は「その他の当座資産」に計上する。 (前期(1)～(6)以外の当座資産) 未収入（未収入金）、未収消費税、立替金、受取融通（金融）手形等</p>	<p>現金及び預金</p> <p>有価証券</p> <p>現金及び預金</p> <p>短期貸付金、 株主・役員又は従業員に対する短期債権</p> <p>未収入金</p>
2 棚卸資産	<p>(陸上及び入港中の船内にある棚卸品) 食料・燃料・電気消耗品・機関消耗品・甲板消耗品・事務用消耗品等の在庫</p> <p>有形固定資産に該当しない漁具・船具等の在庫 未処分漁業生産物在庫評価額、育成中の養殖生産物の評価額等</p>	商 品、製 品、 半製品、原 材 料、 仕掛品、貯蔵品

13 調査科目及び内容例示（雇用型経営調査、会社経営体調査及び共同経営体調査）（つづき）

調査科目	内容例示	財務諸表規則の科目例
<b>3 前払費用</b>	(一定の契約に従い、継続した役務の提供をうけ、いまだ提供されていない役務に対し支払われた対価で、1年以内に次期の費用となるもの) 前払い労賃、前払（未経過）保険料、前払（未経過）割引料、前払い（未経過支払）利息、前払賃借料、仕込金（大仲勘定前払）等	前払費用
<b>4 その他の流動資産</b>	(前記、1～3以外の流動資産をいう。) 前渡金、未収収益等	前渡金、未収収益
<b>II 固定資産</b>		固定資産
<b>1 有形固定資産</b>		有形固定資産
(1) 土地	(事業用の土地) 事務所・倉庫・作業（加工）場等の敷地、田、畠、山林、宅地等（営業目的以外の土地は「外部投資及び出資金」に計上する。）	土地
(2) 建物	事務所・倉庫・作業（加工）場・漁舎・浜小屋・住宅等の建物、構築物（岸壁・桟橋・煙突等土地に定着する土木設備又は工作物）等	建物、構築物
(3) 漁船	漁船船体、漁船機関、電気（子）機器、冷凍装置、漁労装置、常時搭載する工具・器具・備品等	船舶
(4) 漁網・はえ縄	固定資産に該当する漁網・はえ縄（流動資産に該当する漁網・はえ縄の在庫品は「棚卸資産」に計上する。）	(漁具)
(5) その他の漁業用固定資産	(上記(1)～(4)以外の漁業に用いる固定資産) 漁業用の車輌・運搬具、揚船施設、染網用施設、養殖施設、養殖用機具等	
(6) 漁業外事業用固定資産	(漁業以外の事業に用いる固定資産) 水産加工・その他の事業用の機械、装置、車輌・運搬具、工具、器具、備品、山林及び植林(付属土地を除く。)等	機械及び装置、 車輌及びその他 陸上運搬具、 工具、器具、備品
(7) 建設仮勘定	建造・建設途中の漁船・建物等の固定資産への支出 (注)充当した資材・機械・装置への支出、建設用地費、建造建設のための手付金・前渡金を含む。	建設仮勘定

13 調査科目及び内容例示（雇用型経営調査、会社経営体調査及び共同経営体調査）（つづき）

調査科目	内 容 例 示	財務諸表規則の科目例
<b>2 無形固定資産</b> (1) 漁業権 (2) その他	(有償で取得した漁業の権利・許可等) 漁業権、入漁権、出漁権、とも（相互）補償金（減船負担金）等 (上記(1)以外の無形固定資産) 営業権、特許権、借地権、商標権、電話加入権等	無形固定資産 漁業権（入漁権を含む）  営業権、特許権、 借地権、商標権、 実用新案権、 意匠権、鉱業権
<b>3 外部投資及び出資金</b>	(長期の外部投資) 長期保有目的の有価証券、関係会社の株式・社債、漁協・県漁連、県信漁連、業種別組合等への出資金、関係会社出資金、長期貸付金、役員・従業員長期貸付金、投資不動産（営業目的以外の土地、建物等）、長期差し入れ保証金（敷金（権利金を含む。））等	投資その他の資産 投資有価証券、 関係会社株式、 関係会社社債、 出資金、 関係会社出資金、 長期貸付金、 株主・役員又は 従業員に対する 長期貸付金、 関係会社長期貸付金、 破産債権・更生債 権その他これらに 準ずる債権 投資不動産
<b>III 繰延勘定</b>		繰延資産
<b>1 長期前払費用</b>	(前払費用のうち、1年を経過して翌年以降の費用となるもの) 長期前払費用（期限が1年を越える前払保険料、前払賃借料等）	長期前払費用 (注：財務諸表規則では投資その他の資産に計上される)
<b>2 その他の繰延資産</b>	創立費、開業費、開発費、試験研究費、建設利息、公共施設等負担金、繰延臨時損失等	創立費、開業費、 新株発行費、 社債発行費、 社債発行差金、 開発費、 試験研究費、 建設利息

13 調査科目及び内容例示（雇用型経営調査、会社経営体調査及び共同経営体調査）（つづき）

調査科目	内 容 例 示	財務諸表規則の科目例
(負債・資本)		(負債の部)
I 流動負債		流動負債
1 短期借入金	返済期限が1年以内の通常の借入金（手形借入金（金融手形の別称あり）を含む。）	短期借入金
2 買掛金	（通常の取引に基づいて発生した営業上の未払金、手形債務） 資材・役務の購入（受入）に基づいて発生した買掛金（買掛未払金）、支払手形（支払融通手形を除く。）等	買掛金、支払手形
3 仮受金	（取引の種類・内容、取引額、受入目的が不明（詳）である場合の金銭等の受入れ） 仮受金	仮受金
4 前受金	（商品、製品、受注工事等の対価の前受代金） 漁獲物の前受金、水産加工品の前受金等	前受金
5 預り金	（相手からいったん受入れた金銭等で1年以内に返還される債務） 預り保証金、役員・従業員所得（住民）税預り金、役員・従業員社会保険料預り金（船員保険料預り金を含む。）、役員・従業員預り金等	預り金
6 引当金	貸倒引当金、債権償却特別勘定、賞与引当金、納税引当金・納税充当金、修繕引当金等	引当金
7 その他の流動負債	未払金、未払税金、未払法人税等・法人税等未払金、未払消費税、未払費用（未払賃金（給料）、未払利子、未払賃借料等）、前受収益（前受賃貸料、前受利息、前受手数料等）、営業外支払手形（設備の建設、固定資産・有価証券等の購入に伴うもの）、支払融通手形（金融手形の別称あり）等	未払金、未払費用、前受収益

13 調査科目及び内容例示（雇用型経営調査、会社経営体調査及び共同経営体調査）（つづき）

調査科目	内 容 例 示	財務諸表規則の科目例
<b>II 固定負債</b>		固定負債
<b>1 長期借入金</b>	(返済期限が1年以上の借入金) (政府、地方公共団体の公的な資金の借入金) 漁業資金（農林漁業構造改善事業推進資金、漁船資金、漁業経営再建整備資金、漁業基盤整備資金、農林漁業施設資金、沿岸漁業経営安定資金等） 農林業資金、その他の財政資金等 (低利の漁協系統資金借入金) 天災資金、漁業近代化資金、漁業構造再編整備資金、国際規制経営安定資金、漁業経営維持安定資金、漁業経営強化特別資金、漁業経営改善促進資金等	長期借入金
(1) 財政資金		
(2) 漁協系統資金		
(3) その他	(前記(1)財政資金及び(2)漁協系統資金を除く長期借入金) 漁協からの長期借入金（前記(2)の低利の漁協系統資金を除く。） 農業協同組合、信用金庫、都市銀行、地方銀行、第二地方銀行、信託銀行、長期信用銀行、その他の金融機関からの長期借入金（手形借入金（金融手形の別称あり）を含む。）	長期借入金
<b>2 引当金</b>	(引当金のうち、流動負債に属する引当金を除く引当金) 退職給与引当金、特別修繕引当金	引当金
<b>3 その他の固定負債</b>	(前記1長期借入金及び2引当金以外の固定負債) 関係会社からの長期借入金、株主・役員又は従業員からの長期借入金、長期未払金等	社債、転換社債、 関係会社からの長期借入金、株主・役員 又は従業員からの 長期借入金

13 調査科目及び内容例示（雇用型経営調査、会社経営体調査及び共同経営体調査）（つづき）

調査科目	内 容 例 示	財務諸表規則の科目例
<b>III 資 本</b>		(資本の部)
<b>1 資 本 金</b>	払込済資本金、元入金（個人経営）、事業主借（個人経営）	資本金
<b>2 資 本 積 立 金</b> (会社経営体・ 共同経営体のみ)	資本準備金（株式発行差金、株式払込剩余金、減資差益合併差益等） 保険差益積立金、再評価積立金、圧縮記帳積立金、その他の資本剩余金等	資本準備金 その他の資本剩余金
<b>3 利 益 積 立 金</b> (会社経営体・ 共同経営体のみ)	利益準備金 任意積立金（退職給与積立金、不漁対策準備金、別途（特別）積立金、中間配当積立金等） 租税特別措置法の準備金（特別償却準備金、海外投資等損失準備金、買換資産圧縮積立金、買換資産圧縮特別勘定）等	利益準備金 任意積立金 中間配当積立金
<b>4 繰 越 利 益 金</b> (会社経営体・ 共同経営体のみ)	(前期からの繰越利益金（又は繰越損失金）) 前期繰越利益金（又は前期繰越損失）	当期末処分利益金 (又は当期末処理損失金)
<b>5 当 期 利 益</b>	(税引き後の当期に発生した利益金（又は損失金）) 当期利益（当期純利益）又は当期損失（当期純損失）	当期純利益 (又は当期純損失)

13 調査科目及び内容例示（雇用型経営調査、会社経営体調査及び共同経営体調査）（つづき）

調査科目	内容例示	財務諸表規則の科目例
[損益勘定]		(注) ( ) 内の名称 は一般に漁業で用 いる勘定科目であ る。
I 収入		売上高
1 漁労収入	漁獲物の販売金額（仕切（精算）書の水揚高  (注) 乗組員等の労賃部分としての現物支給及び船内の 食料消費にあてた漁獲物の評価額（水揚時点の产地 卸売市場価格）を含む。	売上高（漁労売上高）
2 漁労外収入		
(1) 水産加工業 収入	水産加工品（素干、煮干、塩干、魚油、節類等）の販売 収入、水産加工工程で生じた副産物の販売収入、水産加工 用生産手段の賃貸料、水産加工用資材の転売収入等  (注) 水産加工業の規定は、加工施設を持ち、販売を目 的として製品をつくっているものをいう。	売上高（加工品売上 高）
(2) その他の収入	(漁業及び水産加工業以外の事業収入) 製氷売上高、保管及び凍結収入、商工業収入。 受取地代家賃・その他固定資産（漁業・水産加工業を除 く）の賃貸料収入、倉庫料収入（主たる営業活動の場合）。 遊戯場経営収入、民宿経営収入等  (注) その事業部門が法的に別会社等になっている場合 は、この調査から除外する。 (その他の収入) 漁船、漁網等の漁業用生産手段を貸与して得た賃貸料、 漁獲物の内蔵、ひれ等の副産物販売収入、販売手数料の歩 戻金（販売奨励金・報奨金）、漁獲共済の受取金、漁業に 付随する受取手数料、漁業用資材の転売収入等	売上高（製氷売上・保 管及び凍結収入高） 営業外収入の投資不動 産賃貸料  売上高（副産物売上 高）
3 事業外収入		営業外収益
(1) 地代・配当・ 利子収入	受取地代家賃（一時的なもの）、投資不動産賃貸料、預 貯金（積立金）利息、貸付金利息、有価証券利息（国債、 公債、金融債、社債等の利息）、受取割引料、合同運用の 信託・公社債投資信託の収益金の分配、株式・出資金の配 当金（税引額）、みなし配当金等	受取利息及び割引料 有価証券利息、 受取配当金、 投資不動産賃貸料

13 調査科目及び内容例示（雇用型経営調査、会社経営体調査及び共同経営体調査）（つづき）

調査科目	内 容 例 示	財務諸表規則の科目例
(2) 補助金・ 補償金収入 (3) その他の 事業外収入	政府・公共団体等から交付される各種補助金、助成金、 共済金、損害補償金等 (前記(1)及び(2)以外の事業外収入) 有価証券売却益、仕入割引、保険料（共済掛金）戻入、 石油等の資材販売業者からの割戻（奨励金、リバート）、税 金の還付金、各種祝金、雑収入等	有価証券売却益 仕入割引
<b>II 支 出</b>		売上原価
<b>1 雇用型経営調査</b>		売上原価
(1) 漁労支出 ア 期首期末 棚卸増減	当期における漁獲物、養殖生産物、仕掛け品、原材料等の 棚卸高の増減額で、期首の棚卸高の合計から期末の棚卸高 の合計を控除したもの	
イ 雇用労賃 (ア) 賃金	(乗組員に支払った賃金等) 漁船員給料（賃金）、航海手当、歩合給、賞与、生産奨 励金、現物支給等 (注) 現物支給（上陸の際等の漁獲物の支給）はその時 点の产地卸売市場価格で評価する。	売上原価
(イ) 船内食料費	(航海中に乗組員に支給した食料費) 食事代（賄費）等	売上原価
(ウ) 福利厚生費	(乗組員のための福利厚生の費用) 法定福利費（船員保険、雇用保険、健康保険、厚生年金 保険等の保険料の事業主負担分）、宿舎費、慰安旅行費等	売上原価
(エ) その他	(前記、(ア)～(ウ)以外の雇用労賃に該当する費用) 乗組員の退職金（又は退職給与引当金繰入額）、賞与引 当金繰入額等	売上原価
ウ 漁船費	帆布・檣・錨・漁船用シート・たわし等の船具、油さし ・油ふき・機関修理道具等の機関備品、電気器具・冷凍裝 置の備品及び漁船の補修・修理のための釘・かすがい・針 金・材木・ペンキ等の諸材料・部品費	売上原価
エ 漁具費	(一般に漁具と呼ばれるものの購入費) 漁網・浮子・沈子・はえ縄等の支出	売上原価

13 調査科目及び内容例示（雇用型経営調査、会社経営体調査及び共同経営体調査）（つづき）

調査科目	内容例示	財務諸表規則の科目例
オ 油費	(漁船に使用した一切の油代) 重油・軽油・灯油・潤滑油等の油代 (注) 漁業生産以外の目的で漁船を使用した場合の油代はここに含めないで、その他の事業の該当する勘定科目に計上する。	売上原価
カ えさ代	(漁獲、養殖用のえさ代) 漁獲に要するえさ代、いけす等で蓄養中の水産物に与えるえさ代、養殖用えさ代	売上原価
キ 種苗代	真珠母貝、魚類養殖等の種苗代 (注) 真珠母貝養殖のための種苗・稚貝代はここに含める。	売上原価
ク 核代	真珠養殖のための核購入費用	売上原価
ケ 魚箱・氷代	漁獲物の運搬・選別・出荷・販売に要する容器代、漁獲物の鮮度保持のための氷代	売上原価
コ 修繕費	漁船の船体（上架費を含む。）、機関、電気電子機器、冷凍装置、漁労装置や漁網、漁具等の修理費及び修繕引当金繰入額、特別修繕引当金繰入額等	売上原価
サ 賃借料 及び料金	漁船のチャーター料、漁獲物の水揚料・選別料・運搬料・保管料（倉敷料）、漁業許可等借料、漁場使用料、種苗種付使用料、不動産賃借料、支払地代家賃、登記登録料等	売上原価、経費
シ 給料手当	役員報酬、事務職員給与・手当、事務職員福利厚生費等（健康保険・厚生年金保険・失業保険・労災保険等の保険料の事業主負担分、宿舎費、慰安旅行費等）	売上原価、経費
ス 販売手数料	(生産物の販売のために支払った手数料) 魚市場の卸売業者に支払った卸売手数料（水揚口銭）、漁業協同組合・その他の水産物販売業者への支払手数料	売上原価、経費
セ 租税公課	(租税、公課諸負担の漁業負担額) 国税、都道府県税、市町村税等の租税の漁業負担額 市町村等寄付金、漁業組合費、諸負担金、保険金等の公課諸負担の漁業負担額	売上原価、経費
ソ その他の 漁労支出	(上記ア～セ、後記タ～チの漁労支出の勘定科目に含まれない漁労支出) 貸倒引当金繰入額、貸倒損失（貸倒金） 漁業災害補償法に基づく共済掛金、漁船損害補償法に基づく漁船保険料、海外操業漁船救済事業掛金、火災保険料・自動車保険料・その他の損害保険料	売上原価、経費

13 調査科目及び内容例示（雇用型経営調査、会社経営体調査及び共同経営体調査）（つづき）

調査科目	内容例示	財務諸表規則の科目例
ソ その他の漁労支出 (つづき)	各種賦課金、出港・帰港時の祈とう料、外地寄港費、漁船員の国内・海外出張（移送）旅費等 (漁船費、漁具費等に分類できない材料費) かつば・ゴム長靴・手袋等の漁業用の衣服、履物、身の周りの品の支出、漁業用電球代、水道光熱費（水道料、電力料、ガス代、自動車用油費）等 陸上施設（漁舎、浜小屋、揚船施設、染網用施設等）・養殖施設に係わる材料費、備品費、補修・修理費等 便宜、建物（事務所・倉庫・作業所・住宅）構築物（岸壁・桟橋等）の補修・修理費を含む。	売上原価、経費
タ 家族労働費	漁業に従事した家族（事業主を除く。）に支払った賃金 専従者給与はここに含める。	専従者給与
チ 減価償却費	漁業用固定資産の減価償却費、建物・車両運搬具・器具・備品等の固定資産の減価償却費の漁業負担額 (注) 減価償却費は収入割合で按分して漁業負担額を計上する。	売上原価、経費
(2) 漁労外支出		
ア 水産加工業支出	(水産加工に要した一切の費用、ただし、一貫加工のみの場合は漁労支出に計上する。) 水産加工を行うための購入原料代、自給原料代（産地市場価格で評価）、雇用労賃、補助原材料費、施設設備品費、消耗品費、減価償却費等	売上原価、経費
イ その他の支出	(漁業、水産加工業以外の事業に要した一切の費用) この費用にはその他の事業に関する固定資産の減価償却費を含む。	売上原価、経費
(3) 事業外支出		営業外費用
ア 負債利子	借入金の支払利子一切、支払割引料（受取手形割引料） 掛買購入品の延滞利子等	支払利息及び割引料
(ア) 漁業	負債利子のうち、漁業に関する負債利子	支払利息及び割引料
(イ) その他	負債利子のうち、漁業以外の負債利子	支払利息及び割引料
イ その他の事業外支出	(前記ア負債利子以外の事業外支出) 寄付金、創立費償却、開業費償却、開発費償却試験研究費償却、有価証券評価損、有価証券売却損、売上割引、雑支出等	社債利息、 社債発行差金償却、 社債発行費償却、 売上割引

13 調査科目及び内容例示（雇用型経営調査、会社経営体調査及び共同経営体調査）（つづき）

調査科目	内容例示	財務諸表規則の科目例
<b>2 会社経営体調査 共同経営体調査</b>		
(1) 漁労売上原価		
ア 期首期末 棚卸増減	当期における漁獲物、養殖生産物、仕掛品、原材料等の棚卸高の増減額で、期首の棚卸高の合計から期末の棚卸高の合計を控除したもの	売上原価 売上原価（漁労売上原価）
イ 材料費		
(ア) 漁船費	帆布・櫓・錨・漁船用シート・たわし等の船具、油さし・油ふき・機関修理道具等の機関備品、電気器具・冷凍装置の備品及び漁船の補修・修理のための釘・かすがい・針金・材木・ペンキ等の諸材料・部品費 (一般に漁具と呼ばれるものの購入費) 漁網・浮子・沈子・はえ縄等の支出 (漁船に使用した一切の油代) 重油・軽油・灯油・潤滑油等の油代 (注) 漁業生産以外の目的で漁船を使用した場合の油代はここに含めないで、その他の事業の該当する勘定科目に計上する。	売上原価（漁労売上原価）
(イ) 漁具費		
(ウ) 油費		
(エ) えさせ代	(漁獲、養殖用のえさせ代) 漁獲に要するえさせ代、いけす等で蓄養中の水産物に与えるえさせ代、養殖用えさせ代	売上原価（漁労売上原価）
(オ) 種苗代	真珠母貝、魚類養殖等の種苗代 (注) 真珠母貝養殖のための種苗・稚貝代はここに含める。	売上原価（漁労売上原価）
(カ) 魚箱・氷代	漁獲物の運搬・選別・出荷・販売に要する容器代、漁獲物の鮮度保持のための氷代	売上原価（漁労売上原価）
(キ) その他の 材料費	(漁船費、漁具費等に分類できない材料費) かつば・ゴム長靴・手袋等の漁業用の衣服、履物、身の周りの品の支出、漁業用電球代、水道光熱費（水道料、電力料、ガス代、自動車用油費）等 陸上施設（漁舎、浜小屋、揚船施設、染網用施設等）・養殖施設に係わる材料費、備品費、補修・修理費等 便宜、建物（事務所・倉庫・作業所・住宅）構築物（岸壁・桟橋等）の補修・修理費を含む。	売上原価（漁労売上原価）

13 調査科目及び内容例示（雇用型経営調査、会社経営体調査及び共同経営体調査）（つづき）

調査科目	内 容 例 示	財務諸表規則の科目例
ウ 労務費 (ア) 賃金  (イ) 船内食料費  (ウ) 福利厚生費  (エ) その他の 労務費	<p>(乗組員に支払った賃金等) 漁船員給料（賃金）、航海手当、歩合給、賞与、生産奨励金、現物支給等 (注) 現物支給（上陸の際等の漁獲物の支給）はその時点の产地卸売市場価格で評価する。 (航海中に乗組員に支給した食料費) 食事代（賄費）等 (乗組員のための福利厚生の費用) 法定福利費（船員保険、雇用保険、健康保険、厚生年金保険等の保険料の事業主負担分）、宿舎費、慰安旅行費等 (前記、(ア)～(ウ)以外の雇用労賃に該当する費用) 乗組員の退職金（又は退職給与引当金繰入額）、賞与引当金繰入額等</p>	売上原価（漁労売上原価）  売上原価（漁労売上原価）  売上原価（漁労売上原価）  売上原価（漁労売上原価）
エ 経費 (ア) 修繕費  (イ) 貸借料 及び料金  (ウ) 租税公課  (エ) その他の 経費  (オ) 減価償却費	<p>漁船の船体（上架費を含む。）、機関、電気電子機器、冷凍装置、漁労装置や漁網、漁具等の修理費及び修繕引当金繰入額、特別修繕引当金繰入額等 漁船のチャーター料、漁獲物の水揚料・選別料・運搬料・保管料（倉敷料）、漁業許可等借料、漁場使用料、種苗種付使用料等 (租税、公課諸負担の漁業負担額) 国税、都道府県税、市町村税等の租税の漁業負担額 市町村等寄付金、漁業組合費、諸負担金、保険金等の公課諸負担の漁業負担額 上記(ア)～(ウ)以外の経費 漁業用固定資産の減価償却費、建物・車両運搬具・器具・備品等の固定資産の減価償却費の漁業負担額 (注) 減価償却費は収入割合で按分して漁業負担額を計上する。</p>	売上原価（漁労売上原価）  売上原価（漁労売上原価）  売上原価（漁労売上原価）  売上原価（漁労売上原価）  売上原価（漁労売上原価）

13 調査科目及び内容例示（雇用型経営調査、会社経営体調査及び共同経営体調査）（つづき）

調査科目	内容例示	財務諸表規則の科目例
(2) 漁労外 売上原価 ア 水産加工 売上原価	(水産加工に要した一切の原価、ただし、一貫加工のみの場合は漁労売上原価に計上する。)  水産加工を行うための購入原料代、自給原料代（産地市場価格で評価）、雇用労賃、補助原材料費、施設設備品費、消耗品費、減価償却費等  (漁業、水産加工業以外の事業に要した一切の原価) この費用にはその他の事業に関する固定資産の減価償却費を含む。	売上原価（加工売上原価）
イ その他の 売上原価		売上原価（その他の事業売上原価）
(3) 漁労営業費 ア 給料手当	役員報酬、事務職員給与・手当、事務職員福利厚生費（健康保険・厚生年金保険・失業保険・労災保険等の保険料の事業主負担分、宿舎費、慰安旅行費等）等	営業費（販売費及び一般管理費）
イ 販売手数料	(生産物の販売のために支払った手数料)  魚市場の卸売業者に支払った卸売手数料（水揚口銭）、漁業協同組合・その他の水産物販売業者への支払手数料	営業費（販売費及び一般管理費）
ウ 賃借料 及び料金	不動産賃借料、支払地代家賃、登記登録料等	営業費（販売費及び一般管理費）
エ 租税公課	管理部門に属する固定資産税、自動車税、その他の負担金等	営業費（販売費及び一般管理費）
オ その他の 営業費	上記ア～エ以外の営業費	営業費（販売費及び一般管理費）
カ 減価償却費	管理部門で使用する固定資産の減価償却費	営業費（販売費及び一般管理費）
(4) 漁労外営業費 ア 水産加工 営業費	(水産加工に要した一切の営業費、ただし、一貫加工のみの場合は漁労営業費に計上する。)  販売手数料、減価償却費、租税公課等  (漁業、水産加工業以外の事業に要した一切の営業費)	営業費（販売費及び一般管理費）
イ その他の 営業費	この費用にはその他の事業に関する固定資産の減価償却費を含む。	営業費（販売費及び一般管理費）

### 13 調査科目及び内容例示（雇用型経営調査、会社経営体調査及び共同経営体調査）（つづき）

## 14 調査科目及び内容例示（内水面養殖業経営調査）

調査科目	内容例示	財務諸表規則の科目例
[財産勘定] (資産)		(資産の部) 流動資産
I 流動資産		
1 当座資産		
(1) 現金	(貨幣及び貨幣代用物) 現金、小切手、郵便為替証書等	現金及び預金
(2) 有価証券	(市場性のある一時的に所有する有価証券) 国債・地方債等の公債、金融債、政府保証債、特別法人債、社債、株式、新株引受証書、出資証券、投資信託受益証券、貸付信託受益証券等	有価証券
(3) 預貯金	普通預金・当座預金・定期預金・定期積金・納税準備預金等の預貯金	現金及び預金
(4) 貸付金	(貸付期間が1年以内の貸付金) 関係会社・個人への貸付金、役員従業員短期貸付金、手形貸付金等	短期貸付金、 株主・役員又は従業員に対する短期債権
(5) 仮払金	(現金・小切手等による金銭の支出を行ったが相手勘定又は金額が未確定のもの) 養殖業用資材等の費用の仮払金（内払金、概算払金）等	
(6) 売掛金	養殖生産物の未収入金、売掛金、受取手形（手形貸付金、受取融通手形・金融手形（注：手形貸付金、融通手形の別称を除く。）等 (注) 土地・設備等の売却による受取手形は「その他の流動資産」に計上する。	売掛金、受取手形
(7) その他の当座資産	(前期(1)～(6)以外の当座資産) 未収入（未収入金）、未収消費税、立替金、受取融通（金融）手形等	未収入金
2 棚卸資産	飼料・燃料・電気消耗品・事務用消耗品等の在庫 固定資産に該当しない養殖業用資材等の在庫 未処分養殖生産物在庫評価額、育成中の養殖生産物の評価額等	商品、製品、 半製品、原材料、 仕掛品、貯蔵品
3 前払費用	(一定の契約に従い、継続した役務の提供をうけ、いまだ提供されていない役務に対し支払われた対価で、1年以内に次期の費用となるもの) 前払い労賃、前払（未経過）保険料、前払（未経過）割引料、前払い（未経過支払）利息、前払賃借料、仕込金（大仲勘定前払）等	前払費用
4 その他の流動資産	(前記1～3以外の流動資産) 前渡金、未収収益	前渡金、未収収益

14 調査科目及び内容例示（内水面養殖業経営調査）（つづき）

調査科目	内容例示	財務諸表規則の科目例
<b>II 固定資産</b>		固定資産
<b>1 有形固定資産</b>		有形固定資産
(1) 土地	(事業用の土地) 事務所・倉庫・作業(加工)場等の敷地、田、畠、山林、宅地等(営業目的以外の土地は「その他の固定資産」に計上する。)	土地
(2) 建物	事務所・倉庫・作業(加工)場・住宅、プラスチックハウス等の建物、コンクリートけい畔等の構築物等	建物、構築物
(3) 加温・保温装置	ボイラー、ヒーター等の加温・保温施設に用いる固定資産	機械器具
(4) 酸素供給機器	水車、プロワー等の酸素供給用の固定資産	機械器具
(5) その他の養殖業用固定資産	(前記(1)～(4)以外の養殖業に用いる固定資産) 収穫用ポンプ、漁網、発電機、飼料製造機器、給投餌機器、揚水ポンプ等の養殖業用固定資産	機械器具
(6) 養殖業外事業用固定資産	(養殖業以外の事業に用いる固定資産) 水産加工・その他の事業用の機械、装置、車輛・運搬具、工具、器具、備品、山林及び植林(付属土地を除く。)等	機械及び装置、工具、器具、備品、建設仮勘定
(7) 建設仮勘定	建造・建設途中の建物等の固定資産への支出 (注)充当した資材・機械・装置への支出、建設用地費、建造建設のための手付金・前渡金を含む。	建設仮勘定
<b>2 無形固定資産</b>	営業権、特許権、借地権、商標権、電話加入権等	無形固定資産 営業権、特許権、借地権、商標権、実用新案権、意匠権、鉱業権

14 調査科目及び内容例示（内水面養殖業経営調査）（つづき）

調査科目	内容例示	財務諸表規則の科目例
3 外部投資及び 出資金	(長期の外部投資) 長期保有目的の有価証券、関係会社の株式・社債、漁協・県漁連、県信漁連、業種別組合等への出資金、関係会社出資金、長期貸付金、役員・従業員長期貸付金、投資不動産（営業目的以外の土地、建物等）、長期差し入れ保証金（敷金（権利金を含む。））等	投資その他の資産 投資有価証券、 関係会社株式、 関係会社社債、 出資金、 関係会社出資金、 長期貸付金、 株主・役員又は 従業員に対する 長期貸付金、 関係会社長期貸付金、 破産債権・更生債 権その他これらに 準ずる債権 投資不動産
4 繰延勘定 (1) 長期前払費用 (2) その他の 繰延資産	(前払費用のうち、1年を経過して翌年以降の費用となるもの) 長期前払費用（期限が1年を越える前払保険料、前払賃借料等） 創立費、開業費、開発費、試験研究費、建設利息、公共施設等負担金、繰延臨時損失等	繰延資産 長期前払費用 (注：財務諸表規則で は投資その他の資産 に計上される) 創立費、開業費、 新株発行費、 社債発行費、 社債発行差金、 開発費、 試験研究費、 建設利息

14 調査科目及び内容例示（内水面養殖業経営調査）（つづき）

調査科目	内容例示	財務諸表規則の科目例
(負債・資本) I 流動負債 1 短期借入金	返済期限が1年以内の通常の借入金（手形借入金（金融手形の別称あり）を含む。）	(負債の部) 流動負債 短期借入金
2 買掛金	（通常の取引に基づいて発生した営業上の未払金、手形債務） 資材・役務の購入（受入）に基づいて発生した買掛金（買掛未払金）、支払手形（支払融通手形を除く。）等	買掛金、支払手形
3 仮受金	（取引の種類・内容、取引額、受入目的が不明（詳）である場合の金銭等の受入れ） 仮受金	仮受金
4 前受金	（商品、製品、受注工事等の対価の前受代金） 養殖生産物の前受金、水産加工品の前受金等	前受金
5 預り金	（相手からいったん受入れた金銭等で1年内に返還される債務） 預り保証金、役員・従業員所得（住民）税預り金、役員・従業員社会保険料預り金、役員・従業員預り金等	預り金
6 引当金	貸倒引当金、債権償却特別勘定、賞与引当金、納税引当金・納税充当金、修繕引当金等	引当金
7 その他の流動負債	未払金、未払税金、未払法人税等・法人税等未払金、未払消費税、未払費用（未払賃金（給料）、未払利子、未払賃借料等）、前受収益（前受賃貸料、前受利息、前受手数料等）、営業外支払手形（設備の建設、固定資産・有価証券等の購入に伴うもの）、支払融通手形（金融手形の別称あり）等	未払金、未払費用、前受収益

14 調査科目及び内容例示（内水面養殖業経営調査）（つづき）

調査科目	内容例示	財務諸表規則の科目例
<b>II 固定負債</b>		固定負債
<b>1 長期借入金</b>	(返済期限が1年以上の借入金) (政府、地方公共団体の公的な資金の借入金) 漁業資金（農林漁業施設資金等） 農林業資金、その他の財政資金等 (低利の漁協系統資金借入金) 天災資金、漁業近代化資金等 (前記(1)財政資金及び(2)漁協系統資金を除く長期借入金) 漁協からの長期借入金（前記(2)の低利の漁協系統資金を除く。） 農業協同組合、信用金庫、都市銀行、地方銀行、第二地方銀行、信託銀行、長期信用銀行、その他の金融機関からの長期借入金（手形借入金（金融手形の別称あり）を含む。）	長期借入金
<b>2 引当金</b>	(引当金のうち、流動負債に属する引当金を除く引当金) 退職給与引当金、特別修繕引当金	引当金
<b>3 その他の固定負債</b>	(前記1長期借入金及び2引当金以外の固定負債) 関係会社からの長期借入金、株主・役員又は従業員からの長期借入金、長期未払金等	社債、転換社債、 関係会社からの長期借入金、株主・役員又は従業員からの長期借入金

14 調査科目及び内容例示（内水面養殖業経営調査）（つづき）

調査科目	内容例示	財務諸表規則の科目例
<b>III 資本</b>		(資本の部)
<b>1 資本金</b>	払込済資本金、元入金（個人経営）、事業主借（個人経営）	資本金
<b>2 資本積立金</b> (会社経営体のみ)	資本準備金（株式発行差金、株式払込剩余金、減資差益合併差益等） 保険差益積立金、再評価積立金、圧縮記帳積立金、その他の資本剩余金等	資本準備金 その他の資本剩余金
<b>3 利益積立金</b> (会社経営体のみ)	利益準備金 任意積立金（退職給与積立金、不漁対策準備金、別途（特別）積立金、中間配当積立金等） 租税特別措置法の準備金（特別償却準備金、海外投資等損失準備金、買換資産圧縮積立金、買換資産圧縮特別勘定）等	利益準備金 任意積立金 中間配当積立金
<b>4 繰越利益金</b> (会社経営体のみ)	(前期からの繰越利益金（又は繰越損失金）) 前期繰越利益金（又は前期繰越損失）	当期末処分利益金 (又は当期末処理損失金)
<b>5 当期利益</b>	(税引き後の当期に発生した利益金（又は損失金）) 当期利益（当期純利益）又は当期損失（当期純損失）	当期純利益 (又は当期純損失)

14 調査科目及び内容例示（内水面養殖業経営調査）（つづき）

調査科目	内容例示	財務諸表規則の科目例
[損益勘定] I 事業収入 1 養殖業収入 (1) うなぎ養殖	うなぎ養殖に係る養殖生産物の販売金額 (注) 雇用者等の労賃部分としての現物支給及び食料消費にあてた養殖生産物の評価額を含む。 なお、自家で消費した養殖生産物は収入には含めない。	売上高
(2) その他の養殖	うなぎ以外の養殖生産物の販売金額	売上高
2 養殖業外収入 (1) 水産加工業収入	水産加工品の販売収入、水産加工工程で生じた副産物の販売収入、水産加工用生産手段の賃貸料、水産加工用資材の転売収入等 (注) 水産加工業の規定は、加工施設を持ち、販売を目的として製品をつくっているものをいう。	売上高
(2) その他の収入	(養殖業及び水産加工業以外の事業収入) 商工業収入、受取地代家賃、その他固定資産(養殖業・水産加工業を除く)の賃貸料収入、倉庫料収入 遊戯場経営収入、民宿経営収入等 (注) その事業部門が法的に別会社等になっている場合は、この調査から除外する。 養殖業用生産手段を貸与して得た賃貸料、収穫物の内蔵等の副産物販売収入、販売手数料の歩戻金（販売奨励金・報奨金）、養殖業に付随する受取手数料、養殖業用資材の転売収入等	売上高 営業外収入の投資不動産賃貸料

#### 14 調査科目及び内容例示（内水面養殖業経営調査）（つづき）

調査科目	内容例示	財務諸表規則の科目例
<b>II 事業支出</b>		
<b>1 養殖業支出</b>		
(1) 期首期末 棚卸増減	当期における養殖生産物、仕掛品、原材料等の棚卸高の増減額で、期首の棚卸高の合計から期末の棚卸高の合計を控除したもの	売上原価 売上原価
(2) 雇用労賃	(雇用者に支払った賃金等) 給料（賃金）、歩合給、賞与、現物支給等 (注) 現物支給は通常取り引きされている市場価格で評価する。 食事代（賄費）等 法定福利費（雇用保険、健康保険、厚生年金保険等の保険料の事業主負担分）、宿舎費、慰安旅行費等 退職金（又は退職給与引当金繰入額）、賞与引当金繰入額等	売上原価
(3) 漁具費	(一般に漁具と呼ばれるものの購入費) 漁網、玉網等の購入費用	売上原価
(4) 燃料費	(加温・保温装置に使用した一切の燃料費) 重油・軽油・灯油、潤滑油等の費用	売上原価
(5) 光熱費	(養殖業に係る一切の光熱費) 電力料、水道料、ガス代、自動車用油費、養殖業用電球代等	売上原価
(6) 飼料費	(養殖業用の飼料費) 養殖業用の生餌、配合餌料等の購入費用	売上原価
(7) 種苗費	(養殖業用の種苗費) 養殖業用の種苗購入費用	売上原価
(8) 魚箱・かご代	養殖生産物の収穫及び運搬・選別・出荷・販売に要する容器代	売上原価
(9) 諸材料費	水質改善剤、成長促進剤、病害予防等の薬剤の購入費用 かつば・ゴム長靴・手袋等の養殖業用の衣服、履物、身の周りの品の支出等	売上原価

#### 14 調査科目及び内容例示（内水面養殖業経営調査）（つづき）

調査科目	内容例示	財務諸表規則の科目例
(10) 修繕費	養殖施設に係わる材料費、備品費、補修・修理費等 建物（事務所・倉庫・作業所・住宅等）、構築物（コンクリートけい畔等）の補修・修理費等 養殖業用資材等の修理費及び修繕引当金繰入額、特別修繕引当金繰入額等	売上原価
(11) 貸借料及び料金	養殖生産物の水揚料・選別料・運搬料・保管料（倉敷料）、漁業許可等借料、不動産賃借料、支払地代家賃、登記登録料、共同利用施設等の負担金等	売上原価
(12) 給料手当	役員報酬、事務職員給与・手当、事務職員福利厚生費等（健康保険・厚生年金保険・失業保険・労災保険等の保険料の事業主負担分、宿舎費、慰安旅行費等）	売上原価
(13) 販売手数料	（養殖生産物の販売のために支払った手数料） 卸売業者に支払った卸売手数料、漁業協同組合・その他の水産物販売業者への支払手数料	売上原価
(14) 租税公課	（租税、公課諸負担の漁業負担額） 国税、都道府県税、市町村税等の租税の養殖業負担額 市町村等寄付金、漁業組合費、諸負担金、保険金等の公課諸負担の養殖業負担額	売上原価、経費
(15) その他の養殖業支出	（上記(1)～(14)の養殖業支出の勘定科目に含まれない養殖業支出） 貸倒引当金繰入額、貸倒損失（貸倒金） 火災保険料・自動車保険料・その他の損害保険料等	売上原価、経費
(16) 減価償却費	養殖業用固定資産の減価償却費、建物・車両運搬具・器具・備品等の固定資産の減価償却費の養殖業負担額 (注) 減価償却費は収入割合で按分して養殖業負担額を計上する。	売上原価、経費

14 調査科目及び内容例示（内水面養殖業経営調査）（つづき）

調査科目	内容例示	財務諸表規則の科目例
<b>2 養殖業外支出</b>		
(1) 水産加工業 支出	(水産加工に要した一切の費用、ただし、一貫加工のみの場合は養殖業支出に計上する。)  水産加工を行うための購入原料代、自給原料代（通常取り引きされている価格で評価）、雇用労賃、補助原材料費、施設設備品費、消耗品費、減価償却費等	売上原価、経費
(2) その他の支出	(養殖業、水産加工業以外の事業に要した一切の費用)  この費用にはその他の事業に関する固定資産の減価償却費を含む。	売上原価、経費
<b>III 事業外収入</b>		
1 地代・配当・ 利子収入	受取地代家賃（一時的なもの）、投資不動産賃貸料、預貯金（積立金）利息、貸付金利息、有価証券利息（国債、公債、金融債、社債等の利息）、受取割引料、合同運用の信託・公社債投資信託の収益金の分配、株式・出資金の配当金（税引額）、みなし配当金等	営業外収益 受取利息及び割引料 有価証券利息、 受取配当金、 投資不動産賃貸料
2 補助金・補償金 収入	政府・公共団体等から交付される各種補助金、助成金、共済金、損害補償金等	
3 その他の事業外 収入	有価証券売却益、仕入割引、保険料（共済掛金）戻入、石油等の資材販売業者からの割戻（奨励金、リベート）、税金の還付金、各種祝金、雑収入等	有価証券売却益 仕入割引
<b>IV 事業外支出</b>		
1 負債利子	借入金の支払利子一切、支払割引料（受取手形割引料）掛買購入品の延滞利子等	営業外費用 支払利息及び割引料
2 その他の事業外 支出	(前記1負債利子以外の事業外支出)  寄付金、創立費償却、開業費償却、開発費償却試験研究費償却、有価証券評価損、有価証券売却損、売上割引、雑支出等	社債利息、 社債発行差金償却、 社債発行費償却、 売上割引

14 調査科目及び内容例示（内水面養殖業経営調査）（つづき）

調査科目	内容例示	財務諸表規則の科目例
V 特別利益	固定資産売却益、前期損益修正益、貸倒引当金戻入益（繰戻額）、その他引当金戻入益（繰戻額）、保険差益等	特別利益 前期損益修正益 固定資産売却益
VI 特別損失	臨時損失、前期損益修正損、臨時償却費、固定資産売却・除去損、火災損失、固定資産臨時償却費等	特別損失 前期損益修正損 固定資産売却損 災害による損失
VII 所得税又は法人税	所得税、法人税、法人税追徴額、住民税（県民税、市町村民税）、住民税追徴額等	所得税 法人税及び住民税
VIII 見積家族労賃	<p>うなぎ養殖業に従事した家族の労働力に相当する労賃を見積もったもので、以下により算出した。なお、これは実支払いが伴わないことから、養殖業支出に含めていない。</p> <p>養殖業に従事した自家の雇用者へ支払った労賃単価を用いて算出した。</p> <p>自家の雇用者がいない場合は、調査地のほぼ類似した漁業雇用労働者又は他業種の労賃単価から類推して算出した。</p>	

## 15 利用上の注意

(1) 家族型経営調査のうち小型定置網漁業統計及び養殖業統計（8養殖種類）、雇用型経営調査のうち養殖業統計（3養殖種類）、会社経営体調査のうち大型定置網漁業統計及び養殖業統計（2養殖種類）並びに共同経営体調査については、標本数が少ないと十分留意されたい。また、内水面養殖業経営調査については、調査不能となった経営体が多かったことから集計標本数が少ないと十分留意されたい。（集計標本数については、6の(3)を参照。）

### (2) 調査の結果精度

主要項目の実績精度を標準誤差率（標準誤差÷平均値）により示すと、次表のとおりである。なお、漁業所得及び漁労（養殖業）利益については、0を下回る（赤字）標本が含まれていることから、標準誤差に比べ平均値が相対的に低い値となり、標準誤差率が高くなっている。

対象項目	平均値	標準誤差率(%)
家族型経営調査 漁船漁業統計		
漁業収入(千円)	5 261	3.6
漁業支出(〃)	3 051	3.9
漁業所得(〃)	2 210	4.7
最盛期の従事者数(人)	1.9	2.9
延べ労働時間(時間)	2 133	3.4
雇用型経営調査 漁船漁業統計		
漁労収入(千円)	69 739	6.5
漁労支出(〃)	69 673	6.4
漁労利益(〃)	66	1 508.6
最盛期の従事者数(人)	8.4	5.2
延べ労働日数(人日)	2 001	7.3
会社経営体調査 漁船漁業統計		
漁労収入(千円)	285 936	5.2
漁労支出(〃)	301 280	5.4
漁労利益(〃)	△ 15 344	27.6
最盛期の従事者数(人)	22.3	4.1
延べ労働日数(人日)	6 006	5.1
内水面養殖業経営調査		
養殖業収入(千円)	82 657	11.5
養殖業支出(〃)	80 211	10.8
養殖業利益(〃)	2 447	96.7
最盛期の従事者数(人)	4.9	6.7
延べ労働日数(人日)	1 104	6.6

(3) 統計表については、統計数値の表示単位未満を四捨五入して表章したため、計と内訳が一致しない場合がある。

(4) 統計表に使用した記号は次のとおりである。

- 「-」 : 事実のないもの
- 「0」及び「0.0」 : 単位に満たないもの(例：0.4千円→0千円)
- 「△」 : 負数又は減少したもの
- 「X」 : 個人、法人又はその他の団体の個々の秘密に属する事項を秘匿するため、統計数値を公表しないもの

問い合わせ先：農林水産省 大臣官房 統計部  
 経営・構造統計課 林業・漁業経営統計班  
 電 話（代表）03-3502-8111 内線2757、2758  
 （直通）03-3502-0954